

湯沢市トラック運送事業者緊急支援金交付要綱

令和7年1月27日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、湯沢市トラック運送事業者緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この支援金は、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境に直面している市内物流事業者に対し、燃料費高騰分の一部を支援することにより、地域の物流機能の維持とともに事業の継続を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に定める貨物自動車運送事業を営む者で、令和7年12月19日施行の秋田県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けた者のうち、市内に本店又は主たる事業所を有する法人及び市内に住所を有する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

- (1) 霊柩運送に限った事業を営む者
- (2) 申請日時点で事業の休止又は廃止を予定している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者
- (4) 市税に滞納がある者

(交付対象経費)

第4条 交付の対象となる経費は、県補助金の交付決定を受けた貨物自動車運送事業の用に供していた車両（以下「交付対象車両」という。）に係る燃料費とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の表に定める車両区分ごとに、車両単価に交付対象車両の台数を乗じた金額の合計とする。

車両区分	車両単価
普通貨物自動車	7,500円

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、令和8年4月30日までにトラック運送事業者緊急支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 県補助金の交付決定の写し
- (2) 県補助金の申請で提出した補助対象車両一覧表(様式第2号の1)の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 支援金の振込先の口座情報が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、トラック運送事業者緊急支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定者の努力義務)

第8条 支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、物流事業の生産性の向上及び効率化とともに、運送料金の適正な転嫁や従業員の労働環境の改善について努力するものとする。

(支援金の返還)

第9条 交付決定者が、次のいずれかに該当するときは、支援金を返還しなければならない。

- (1) この告示の規定又はこの告示に基づく命令若しくは指示に違反があると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請、報告その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(支援金の経理等)

第10条 交付決定者は、支援金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を交付事業が完了した日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和7年1月27日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(湯沢市運送事業者等緊急支援金交付要綱の廃止)

- 3 湯沢市運送事業者等緊急支援金交付要綱（令和4年湯沢市告示第100号）は、廃止する。

附 則（令和8年2月12日告示第13号）

この告示は、令和8年2月12日から施行する。